R6. 4~



# 福祉用具購入費の支給について

要介護等認定を受けている方が、入浴や排せつの時等に使用する福祉用具を購入したとき、 申請することにより、10万円を上限とした購入費用の9割相当分が支給されます。

また、令和6年4月より、貸与の対象となっていた歩行器等一部の福祉用具についても、購入 が可能となりました。

※一定以上の所得がある方は、10万円を上限とした購入費用の8割又は7割相当分が支給 されます。

#### ! 御注意ください !

福祉用具の購入費の支給を受けるためには、旭川市長等の指定を受けた、特定福祉用具販売事業者で購 入する必要があります。指定を受けていない事業者から購入した場合は、給付の対象とはなりません。

#### 支給の条件

支給対象者	要介護等認定の有効期間内に福祉用具を購入した方
支給対象となる 福祉用具	<ul> <li>① 旭川市長等の指定を受けた特定福祉用具販売事業所で購入したもの</li> <li>② 居宅で使用し、日常生活の自立を図ることが認められるもの</li> <li>※ 同一年度に、機能や用途が同一の福祉用具を購入していた場合は、</li> <li>支給対象外となります。(固定用スロープ、歩行補助つえを除く)</li> <li>支給対象となる福祉用具の詳しい種類は、裏面を御覧ください。</li> </ul>
支給額·限度額	① 支給額 福祉用具購入費用の9割(8割又は7割)相当分
	② 限度額 1人につき年間9万円(8万円又は7万円)まで ※ 一定以上の所得がある方は、( )内の数値になります。

### 申請手続き

1 購入 旭川市長等の指定を受けた特定福祉用具販売事業所で福祉用具を購入します。

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/800/843/847/d053094.html 特定福祉用具 <sup>販売事業所一覧</sup> ( (1)居宅サービス > 11.特定福祉用具販売 )

2 申請 市役所介護保険課 (旭川市総合庁舎2階 14番窓口)へ申請します。 ※ 事業所による代行申請も可能です。

#### 申請に必要なもの

- ① 支給申請書
  - ※ 原則本人口座を御利用いただきます。 本人口座以外での受取を希望する場合や、本人がお亡くなりの場合、 別途書類が必要なことがありますので、事前にお問合せください。
- ② 領収証
- ③ 購入した福祉用具が記載されたカタログ・パンフレット(コピー可)

申請後、4週間程度で、支給いたします。 3 支給

## 支給対象となる福祉用具の種類

種類	機能及び構造等	
腰掛便座	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(変換する場合に高さを補うものを含む) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの 便座, バケツ等からなり, 移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る)	
自動排泄処理装置 の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー, チューブ, タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって, 本人またはその介護者が容易に交換できるもの	
排泄予測 支援機器	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの	
入浴補助用具	<ul> <li>① 入浴用いす</li> <li>座面の高さが概ね35cm以上のもの 又はリクライニング機能を有するもの</li> <li>② 浴槽いす</li> <li>浴槽内に置いて利用することができるもの</li> <li>③ 浴槽用手すり</li> <li>浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの</li> <li>④ 入浴台</li> <li>浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの</li> <li>⑤ 浴室内すのこ</li> <li>浴室内すのこ</li> <li>浴槽の中に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの</li> <li>浴槽内すのこ</li> <li>浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの</li> <li>⑦ 入浴用 介助ベルト</li> <li>助することができるもの</li> </ul>	
簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式で容易に移動できるものであって,取水又は排水のために工事 を伴わないもの	
移動用リフトのつり具	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの	
固定用スロープ	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの ※便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは対象外	
歩行器 (歩行車を除く) 歩行補助つえ (松葉杖を除く)	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式のもの ※車輪・キャスターが付いている歩行車は対象外 カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る ※松葉杖は対象外	

●太枠の部分が、令和6年度より、これまでの福祉用具の貸与から、福祉用具の購入の選択制により新たに 追加となった品目となります。

## 福祉用具 その他の制度

• 福祉用具貸与 :車いす, ベッド等を1割(又は2割, 3割)負担で借りられる制度です。詳しくはケアマネジャー に御相談ください。

問合せ先 旭川市介護保険課管理給付係 25-6485